

藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、民間建築物の所有者等が行うアスベスト等の含有調査に要する費用に対し、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該吹付け建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(2) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(3) 民間建築物

国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。

(4) アスベスト等含有調査

建築物の壁、柱、天井等に施工されている吹付け建材について行うアスベスト等の含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者等（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者又は第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。以下同じ。）による調査に基づき実施するものをいう。

(5) 分析調査

建築材料にアスベストが添加されているか否かを専門調査機関が「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日基発0413第3号厚生労働省労働基準局長通知）に定める方法により判明させる調査をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 建築基準法に定める確認済証の交付を受けて建築工事に着手した建築物
- (2) アスベスト等含有調査に関し、この要綱以外の補助金交付を受けていない建築物

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 第3条に規定する補助対象建築物を自ら所有する者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体又は管理者
- (2) アスベスト等含有調査に関し、この要綱以外の補助金交付を受けていない者
- (3) 地方税法第3章に規定するこの市の普通税等の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、アスベスト等含有調査に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、10分の10以内の額とし、補助対象建築物1棟当たり次に掲げる額を上限とする。

- (1) 1か所の調査 150,000円
- (2) 複数か所の調査 250,000円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の案内図及び配置図
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある範囲を明示した平面図
- (3) 補助対象建築物及び吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある部分の現況写真

- (4) 吹付けアスベスト等含有調査に係る見積書の写し
 - (5) 登記事項証明書その他の補助対象建築物の所有権を証する書類
 - (6) 申請者以外で補助対象建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書等の写し（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
 - (7) 役員等氏名一覧表（申請者が法人である場合に限る。）
 - (8) 建築基準法に定める確認済証の写し又は建築確認台帳記載事項証明書
 - (9) 建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書面の写し
 - (10) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は前項の申請にあたり、補助金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう、事前に相談を行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定したときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付決定等通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。
- 3 申請者は、同条第1項の補助金の交付決定を受けた事業（以下「吹付けアスベスト等含有調査事業」という。）について契約を締結して着手するときは、事業着手前に藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業着手届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (1) 吹付けアスベスト等含有調査事業の実施に係る契約書の写し
 - (2) 吹付けアスベスト等含有調査事業の実施に係る工程表
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（吹付けアスベスト等含有調査事業の実施）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「申請者」という。）は、吹付けアスベスト等含有調査事業を申請年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

（補助金の内容の変更等）

第9条 申請者は、吹付けアスベスト等含有調査事業の内容に変更が生じるときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業変更承認申請書（第

4号様式)に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請し承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定したときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業変更承認決定等通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(吹付けアスベスト等含有調査事業の中止)

第10条 申請者は、やむを得ない事情により吹付けアスベスト等含有調査事業を中止しようとするときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業中止承認申請書(第6号様式)に、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付決定等通知書(前条第1項に規定する申請を行った場合は、当該通知書及び藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業変更承認決定等通知書)を添えて、速やかに市長に申請し承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認したときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業中止承認通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告書)

第11条 申請者は、吹付けアスベスト含有調査事業が完了したときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業完了実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 調査機関が発行した分析調査の結果報告書の写し
- (2) 吹付けアスベスト等含有調査事業の契約に係る請求書等支払いを証する書類の写し
- (3) 調査か所の採取中及び採取後の現場写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告の内容について、その報告の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金額確定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく、補助金の交付請求を行わなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(申請者等の義務)

第16条 申請者は、吹付けアスベスト等含有調査事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類、その他事業の実施の経過を明らかにするための書類を添え付け、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

2 申請者は、吹付けアスベスト事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに応じなければならない。

(藤沢市補助金交付規則の準用)

第17条 この要綱に定めのない事項については、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)を準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和13年3月31日をもって失効する。